

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更した旨届出があった。

平成27年6月5日

県南広域振興局長 堀 江 淳

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の氏名又は名称 株式会社北洲
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 W I N G 301 花巻市上小舟渡50番地ほか
- (3) 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所
- (4) 変更の年月日 平成19年9月10日
- (5) 変更の理由 小売業者の本社移転のため

2 届出年月日 平成27年5月28日

3 縦覧場所 県南広域振興局経営企画部及び花巻市役所